

カナダ・刑事施設処遇の一断面

春 日 勉

はじめに

- 一 カナダ矯正サービス概観
- 二 カナダ刑事司法システムの課題
 - (一) マイノリティーに対する不均衡な処遇
 - (二) 刑事施設における未決率
 - (三) 教育を受ける機会の喪失
 - (四) 適切な対価とはかけ離れた賃金体系
 - (五) 施設処遇の問題

おわりに

はじめに

刑務所における過剰収容とそれに起因する処遇の混乱について、私たちが真っ先に想起するのはアメリカの例であろう。アメリカは、2016年には、国民100.000人当たりの収容率では670人と他の国々を圧倒している。また、同年、224万人もの人々が刑務所に収容され、その数は、1980年のおよそ4.47倍とされる⁽¹⁾。一方で、カナダでは、2014年に、過去45年間で、犯罪率が最も低い値を示し、その数は1991年をピークとしておよそ半数になった⁽²⁾。しかし、この数値とは裏腹に、収容率は、常に高

(1) THE SENTENCING PROJECT “Trends in U.S. Correction” 2018.1 P2.
(Pdf Version)

(2) Mary Allen “Police-reported crime statistics in Canada, 2017” 2018.7
Statics Canada.

い値を示し、ここ数年、刑事施設へ収容されている者の数も高止まりの状態である。⁽³⁾特にカナダのプレーリー地帯（主にマニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州）の刑事施設では収容者の増加が著しい。その背景として、過去10年間、特に、スティーブ・ハーバー（Stephen Harper 政権（2006.2.6-2015.11.4））下で、広範囲に刑罰の強化が図られたことが挙げられる。すなわち、2012年には、テロの被害者を保護する目的で制定された“Safe Streets and Communities Act”など数多くの刑事関連法が制定、修正され、⁽⁴⁾広範囲にわたって新たな行為が犯罪化されるとともに、犯罪性が低いとされている行為についても実刑を適用しうる厳罰化が進められた。⁽⁵⁾そのために、特に、アボリジニなどの先住民や若年層の犯罪者が多く刑務所に収容されることになっている。さらに、未決囚として刑事施設に収容される者の割合や数が上昇しているだけでなく、既決囚の仮釈放の条件がこれまで以上に厳格化されるなど犯罪者の施設内処遇の長期化が問題となっている。そこで、本稿では、最近のカナダにおける刑事施設処遇の一断面について検討したい。⁽⁶⁾

<https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/85-002-x/2018001/article/54974-eng.htm>

(3) Correctional Services Program “Adult correctional statistics in Canada, 2013/2014” 2018.3 Statics Canada.

<https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/85-002-x/2015001/article/14163-eng.htm>

(4) Justice Laws Webcite “2012 Annual Statutes”.

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/index2012.html>

(5) Edward L. Greenspan, Anthony N. Doob 2014.6.28 “Stephen Harper’s incoherent approach to crime” THE STAR.

The Globe and Mail “Five fundamental ways Harper has changed the justice system” 2014.5.6.

(6) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod “Everything you were never taught about Canada’s prison systems-A primer on Canada’s urgent human rights crisis” 2017.7 LA International Analyst.

<http://www.intersectionalanalyst.com/intersectional-analyst/2017/7/20/everything-you-were-never-taught-about-canadas-prison-systems>

一 カナダ矯正サービス概観⁽⁷⁾

周知のようにカナダにおける矯正サービスは、連邦及び州・準州の政府により、運営されている。連邦刑務所では、刑期二年以上の刑を言い渡された成人犯罪者（18才以上の者）と、社会に仮釈放（parole or statutory release）された犯罪者を監督する。州・準州の刑務所（拘置所も含む）では、刑期二年未満を言い渡された成人犯罪者と公判又は判決言い渡しを待つ未決囚（remand）、および保護観察（probation）など社会内処遇を言い渡された犯罪者を監督する。

2014年から2015年にかけて、一日あたり、州・準州レベルでは110,521人の成人（未決囚も含む）が刑事施設での処遇及び社会内での矯正サービスを受けている。これは成人人口100.000人あたり461人の割合となり、前年度と比較して6%の減少、5年前と比較して16%減少している。このうちの82%は、保護観察などの社会内処遇を受け、18%が刑務所や拘置所等で施設内処遇を受けている。他方で連邦レベルでは、仮釈放等も含めると、一日あたり、23,062人の受刑者を監督した。これは成人人口100.000人あたり81人の割合となり、前年度と比較して1%の減少、4年前と比較して3%の減少である。また、2014年から2015年にかけて、一日あたり、39,623人の成人が刑務所及び拘置所等に収容されている。その内訳は、州・準州では、24,455人（収容者全体の62%）、連邦では、15,168人（収容者全体の38%）である。同年度、刑事施設（未決囚も含む）における一日あたりの平均的な収容率は、成人人口100.000人あたり138人（州・準州85人、連邦53人）の割合である。収容率が最も高いのは、マニトバ州であり、100.000人あたり240人、最も低いのがブリティッシュ・コロンビア州の65人である。この数字は、いずれも前年と比較すれば、州・準州では、4%、連邦では1%減少したものの、収容率及び

(7) Julie Reitano (Canadian Centre for Justice Statistics) “Adult correctional statistics in Canada, 2014/2015” 2016.3 Statics Canada pp 1-16. (Pdf Version)

収容者数ともに極めて高い値で推移している。

2014年から2015年にかけて、州・準州の刑務所及び拘置所における収容者の内訳は、一日あたり、未決囚が13.650人（57%）であり、既決囚が10.364人（43%）である。過去10年間、常に未決囚が既決囚を上回る状態が続いている。収容されている未決囚の総数は、10年前と比べて36%増加し、すべての州・準州において増加している⁽⁸⁾。

2014年から2015年にかけて、一日あたり、90.271人の犯罪者は、保護観察など条件付き有罪判決によって、社会内処遇を受けている。同時に、コレクションナル・サービス・カナダ（Correctional Service Canada (CSC)）は、一日あたり、7.895人の犯罪者をデイパロール（day parole）、フル・パーロール（full parole）、必要的釈放（statutory release）の中で監督している。州・準州の保護観察を受ける者は、極めて数が多く、2014年から2015年にかけて、有罪判決を受けた者の43%にのほり、最も一般的な監督プログラムの一つになっている。具体的には、州・準州では、一日あたり、80.705人の犯罪者が保護観察を受け、社会の中で監督を受けた者の89%を占めている。州・準州で監督を受けた犯罪者の国民一人当たりの割合は、成人人口100.000人あたり376人であり、前年度と比較して7%の減少である。同年度、仮釈放など連邦で監督を受けた犯罪者の割合は、成人人口100.000人あたり28人となっており、前年度とほとんど変化がない。

2014年から2015年にかけて、矯正サービスを初めて受けた成人の数は、94.480人であり、前年度と比較すれば5%の減少している。多くの州では、未決での刑事施設への収容が、矯正サービスを受けるきっかけとなっている。2014年から2015年にかけて、矯正サービスを受けた者の総数（アドミッション）は、連邦および州・準州を合わせて331.868人となっている。これは、前年度と比較して3%、5年前と比較して7%の減少

(8) Julie Reitano, Ibit., p3.

である。総数の95%は、州・準州の矯正サービスとなっている。そのうち、成人女性の総数の割合は15%である。州・準州の刑務所及び拘置所に収容された未決囚及び既決囚の成人女性の総数の割合は、それぞれ13%、11%となっており、連邦刑務所では7%である。

2014年から2015年にかけて、州・準州の刑務所及び拘置所に入所した35才未満の成人の総数の割合は58%を占めており、この割合は5年以上前とそれほど変化はない。同様に、35才未満の成人が、連邦の刑務所に入所した総数の割合は、54%である。カナダでは、成人人口のおおよそ20%を18才以上34歳未満の若年層が占めていると言われる中で、刑事施設レベルでは、過半数以上を若年犯罪者（未決囚も含む）が占めており、その割合がいかに大きいかかわかる。

2014年から2015年にかけて、州・準州の矯正サービスを受けた成人の総数では、アボリジニ（ファストネーション・メチス・イヌイト）の割合が非常に大きくなっており全体の25%にのぼっている。ちなみに、同年度にカナダ全体の成人人口に占めるアボリジニの割合は4%程度である。州・準州の矯正サービスの内訳から見るアボリジニの割合は、刑事施設への収容が全体の26%であり、保護観察などの社会内処遇が全体の24%となっている。同年度、連邦の刑務所では、アボリジニが22%を占めている。州・準州で矯正サービスを受けたアボリジニの男女比を見ると女性が男性よりもかなり上回っていることがわかる。例えば、2014年から2015年には、州・準州の刑務所及び拘置所に収容されたアボリジニの女性の全体の成人女性収容者に占める割合は38%であるが、男性の場合24%である。一方、同年度、連邦の刑務所では、アボリジニの女性が全体の成人女性収容者に占める割合は31%であり、男性の場合は22%⁽⁹⁾である。

2014年から2015年にかけて、州・準州で未決囚の53%が、一週間以内

(9) Julie Reitano., Ibit., pp 4-5.

に釈放され、78%が、一か月以内に釈放されている。同年度、州・準州での既決囚の59%は一か月以内に釈放されている。連邦も含めれば、2014年から2015年にかけて、言渡された判決の平均的な刑期は30日であり、全体の81%が6か月以内である。二年以上の刑期を言渡されている者は、全体の3%である⁽¹⁰⁾。

2014年から2015年にかけて、カナダの矯正サービスに要した費用は、40億6000万ドルを超え前年度と比較すれば0.7%減少している。そのうちの52%は連邦でのサービスであり、48%は州・準州でのサービスである。州・準州の矯正サービスでは、80%が刑事施設の運営に関わる経費として計上されており、その余は、保護観察などの社会内処遇の経費となっている。カナダの矯正サービスに要する費用は、カナダ人一人当たり130ドルである。そのうちのおおよそ半分の68ドルは連邦で費やされ、その余は州・準州で費やされる計算となる。一人の成人犯罪者にかかる一日あたりの経費は、連邦の方が州・準州と比較して高く、2014年から2015年にかけて、連邦では一人当たり一日302ドルを要している⁽¹¹⁾に対して、州・準州では199ドルを要している⁽¹¹⁾。

二 カナダ刑事司法システムの課題

(一) マイノリティーに対する不均衡な処遇

カナダの刑務所は、“新しい同化施設 (new residential schools)⁽¹²⁾” と呼ばれて久しい。このような定義が何故なされるようになったのだろうか。

すでに触れたように、カナダの刑事施設を、人種別構成比の観点から眺めた場合、その割合は著しく不均衡である。すなわち、黒人やアポリ

(10) Department of Justice “Sentencing in Canada” 2017. 1.

<http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/jr/jf-pf/2017/jan01.html>

(11) Julie Reitano., Ibit., p5.

(12) J.r. Miller “Residential Schools in Canada” 2018.9 THE CANADIAN ENCYCLOPEDIA.

<https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/residential-schools>

ジニの比率が一般社会の人種別構成比と比べて、極めて高い割合を占めているからである。さらに、このような刑務所での不均衡が、一般社会において、黒人やアボリジニに対する人種差別的な犯罪プロファイリングや不適切な警察活動と結びついていると指摘されている。⁽¹³⁾ 2015年から2016年にかけて、カナダの連邦刑務所に収容された犯罪者のうち、26%⁽¹⁴⁾がアボリジニであり、9%が黒人であった。さらに、2005年から2016年にかけて、黒人の割合は、70%増加したとされる。これを一般社会の人口比と比較した場合には、アボリジニが全体の4.3%、黒人が2.8%を占めるのみである。⁽¹⁵⁾ 既述のように、アボリジニの女性は連邦刑務所の中で、増加が著しく、2016年には全体の35%を占めている。これら刑務所の実態が、アボリジニや黒人といったマイノリティーに対する警察の不法行為を招くきっかけとなっているのである。専門機関によるデータによれば、2009年から2010年にかけてトロントでは、黒人が白人の3.2倍、路上で停止と質問 (card) を受けた。すなわち、犯罪行為の疑いがなくとも警察に路上で呼び止められ、IDを見せるように要求され、警察のデータファイルと照合させられるなどの行きすぎた警察活動の標的となって

(13) Nancy Macdonald “Canada’s prisons are the ‘new residential schools’” 2016.2 MACLEAN.

<https://www.macleans.ca/news/canada/canadas-prisons-are-the-new-residential-schools/>

(14) Office of the Correctional Investigator “Image Description – A pictograph illustrating the racial diversity of the federal inmate population”.

<http://www.oci-bec.gc.ca/cnt/rpt/annrpt/desc/20152016/ipd-dpc-eng.aspx>

Office of the Correctional Investigator “BACKGROUND Aboriginal Offenders – A Critical Situation” 2013.9.

<http://www.oci-bec.gc.ca/cnt/rpt/oth-aut/oth-aut20121022info-eng.aspx>

(15) Statics Canada “NHS Aboriginal Population Profile, Canada, 2011 Revised” 2015.11.

<https://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2011/dp-pd/aprof/details/page.cfm?Lang=E&Geo1=PR&Code1=01&Data=Count&SearchText=nunavik&SearchType=Begins&SearchPR=24&A1=Aboriginal%20peoples&Custom=>

(16) いるのである。この点を明らかにするために、異なる視覚から、レッジーナ、サスカトゥーン、ウィニングベグの中学生850人に対して、警察によるカーディングについて、アボリジニとそうでない者との間で違いがあるかどうか調査が行われている。その結果、アボリジニの子供たちは、それ以外の者たちと比べて、頻繁に警察による停止と質問のターゲットにされていたことがわかった。それも犯罪を犯したり、それに近い行動をとったかどうかに関わりなくである。アボリジニへのこうした不均衡な停止と質問は、肌の色、背格好、縮れた髪の毛などがきっかけとなり、法的な根拠が明示されないまま行われているのが実態といわれている。最近では、警察はこうした初動捜査に役立たせるために、人種差別的なプロファイリングを進めているとの指摘がなされている。一方の警察サイドは、このような路上での停止と質問の実態に対して人種別データは存在しない、あるいは、そのようなデータの収集については積極的に否定している。地方自治体の警察に対する苦情を調査しているサスカチエワンの苦情処理組織委員会は、地方自治体の警察当局者に対する民間人の人種差別の主張はこれまでに実証されていないと述べている。警察は、挙動不審者に対しては、点検が必要であり、警察のこうした活動は、犯罪抑止力として働き、公共の安全を守ってくれていると指摘する⁽¹⁷⁾。

以上のような批判は警察活動に止まる話ではない。こうしたマイノリティーの人々が、一度警察に認知され、刑事手続きの遡上にあがれば刑事司法システムのあらゆる段階で（保釈の聴聞、クラウンとの司法取引、有罪答弁と判決言い渡し、刑務所での処遇、仮釈放委員会でのヒヤリングなど）、マイノリティーをターゲットとする不均衡な取扱い、偏見が作用しているという。例えば、多くの者が取るに足らない罪で訴追されるアボリジニは、公判からはかなり前の段階のバイル・コートでの審問

(16) Simon Ash-Mocassin “I was racially profiled, roughed up, & detained by police for being Indigenous” 2014. 12. 17 BRIARPATCH.

(17) Nancy Macdonald., op.cit., Chapter 1 – The street check.

が彼らにとっての裁判のようなものである。マニトバ州では、アボリジニに対してはことさら保釈が拒否されることが多いために、刑務所ではいつも裁判待ちのアボリジニであふれるという。また、保釈や仮釈放の条件に違反したという“行政的な犯罪”によって、刑務所に収容される者が多い。アルバータ州では、アボリジニ犯罪者の52%がこのような理由で、刑務所に収容されていることが判っている。罪を認めるかどうかは彼らにとっての死活問題となる。罪を認めず、争う姿勢を示せば、裁判待ちの状態、数か月間、場合によっては一年以上刑務所に拘束され、その間に仕事、家庭、家を失い、子供たちとは離れ離れになる可能性が大きい。そのためにたとえ、無実でも、有罪答弁をする者が後を絶たないという。公的弁護士による支援も極めて脆弱であり、10分以上被告人と共にすることは少ないという。判決では、犯罪性そのものを裏付ける証拠が曖昧なまま、有罪を言い渡されることも少なくなく、マイノリティーの人々にとっては、カナダの刑事司法は、適正な手続きとは程遠いシステムと映っても不思議ではないとの声もあがる。⁽¹⁸⁾

刑務所におけるマイノリティーの不均衡は、アボリジニや黒人に止らず、レズビアンやバイセクシュアル、トランス・ジェンダー、LGBTなどの人々にも及んでいると指摘されている。このような傾向は、特に、アメリカにおいては際立っている。アメリカでは、LGBTやジェンダー・ノンコンファーマーミング（GNC）の若者は、一般社会での構成比と比較して、三倍近く刑務所に収容されている。また、成人のレズビアンやバイセクシュアルの女性は、一般社会の構成比と比較して、8倍から9倍刑務所に収容されている。⁽¹⁹⁾ 残念ながら、同様のデータはカナダでは収集されていない。そこで、以下では、アボリジニの犯罪者とそれ以外の犯罪者の刑事施設における処遇上のギャップについて検討したい。

アボリジニ犯罪者は、その他の犯罪者と比べて、刑務所での矯正処遇

(18) Nancy Macdonald., op.cit., Chapte 2 – Bail denied.

(19) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., op.cit.,

やそこから派生する様々な事柄に関する個々の指標の中で、その評価は明らかに消極的なものになっている。例えば、アボリジニ犯罪者は、雇用、コミュニティへの再統合、家族支援などのカテゴリーで、より高いリスクとより高いニーズがある者として日常的に分類されている。また、他の犯罪者と比較して、仮釈放までには相当な時間を要し、仮釈放される者の数も少ない。ほとんどのアボリジニ犯罪者は、釈放されたとしても必要的仮釈放 (statutory release) か満期釈放である。そして、アボリジニ犯罪者の多くの者が隔離を伴う高いセキュリティの中で処遇されている。さらに、差別的に強制的な措置の対象となったり、そうしたことが原因で自傷行為に発展する場合がある。また、暴行など刑事的な理由ではなく、行政的な理由に基づいて、仮釈放が取り消され、刑務所に再入所する者が多い。刑務所に入所、あるいは再入所する彼らの多くは、ショッピング、暴行などのストリート犯罪や低レベルの薬物犯罪、保釈条件違反など、とるにたらない理由によることも多い。

記述のようにアボリジニの人々がカナダ全体で占める割合は人口の4%足らずであるが、連邦刑務所に収容されたアボリジニ犯罪者は、2013年には、23.2%おり、数にすると3400人（ファーストネーション71%、メチス24%、イヌイトが5%）が収容されていたことになる。⁽²⁰⁾カナダにおけるアボリジニ犯罪者の総人口あたりの収容率は年々膨張し、それ以外の犯罪者と比べて十倍以上となっている。2001年からの十年間で、連邦刑務所に収容されたアボリジニ犯罪者の数は、56.2%増加し、アボリジニ犯罪者の全体の収容者に占める割合も17%から23.2%に増加している。連邦刑務所では、2006年から2013年までの間に、アボリジニ犯罪者が43.5%増加したのに対して、それ以外の犯罪者は9.6%の増加に止まっている。アボリジニの男性と女性の比率については、すでに記述し

(20) Office of the Correctional Investigator “BACKGROUND Aboriginal Offenders – A Critical Situation” 2013.9.

<http://www.oci-bec.gc.ca/cnt/rpt/oth-aut/oth-aut20121022info-eng.aspx>

たとおりであるが、アボリジニの若年成人犯罪者についても、それ以外の犯罪者と比べて特徴がある。すなわち、2013年に、連邦刑務所に収容された25才未満の若年アボリジニ成人犯罪者の全体の総数に占める割合は23.1%であり、それ以外の犯罪者が13.6%であったことと比べると、アボリジニ犯罪者の低年齢化の傾向が著しいことがわかる。2010年から2013年にかけて、カナダのプレーリー地帯の矯正サービスを受けた者の中で、新たに連邦刑務所に収容された者の増加率は、39%であるが、この増加率の原因は、アボリジニ犯罪者が46.4%増加したことによる。

この時期には、例えば、マニトバ州のストーン・マウンテン刑務所 (Stony Mountain Institution) では、596人の収容者のうち、396人、全体の65.3%がアボリジニである。また、サスカチュワン刑務所 (Saskatchewan Penitentiary) では、63.9%、サスカトゥーンの地域保健センター (Regional Psychiatric Centre in Saskatoon) では、55.7%、エドモントン女子刑務所では、56.0%がアボリジニ犯罪者である。さらに、最近の調査では、ヘディングレイにあるマニトバ女性矯正センター (Manitoba's Women's Correctional Centre) では、実に90%近くの収容者がアボリジニによって占められているという報告もある。こうした地域では、コート・ルームでもアボリジニの被告人が大多数である。これらの地域の刑務所では、過剰収容、ロックダウン、自傷行為、殺人、暴行などの発生で他の地域をリードしていると指摘されている。

このように、カナダの刑務所では、収容者全体に占める、アボリジニの割合が極めて高いのは、彼らがおかれている経済的、社会的不利益な環境、薬物乱用、暴行、社会統合の失敗、心的外傷ストレスなどといった問題だけではなく、カナダ社会の中に存在している、彼らに対する体系的な差別と、人種的、社会的偏見に基づくものとみられている。⁽²¹⁾ これらの社会的、経済的および歴史的要因は、元々、R. v Gladue (1999年)⁽²²⁾

(21) Office of the Correctional Investigator “BACKGROUND Aboriginal Offenders – A Critical Situation”, Ibit.,

でカナダ最高裁判所によって認識され、R. v Ipeelee (2012年)⁽²³⁾において再確認された。「彼らのおかれた環境、すなわち、植民地主義、生地からの追い出し、先住民をユーロ・カナディアン⁽²³⁾の文化に同化させる政策 (residential schools の設立など)、そして、このような歴史が背景となって、彼らは、教育の機会を奪われ、低収入であり、失業率が高く、薬物乱用や自殺、もちろん、犯罪を犯して刑務所に送られる者たちが多いということを、裁判所は十分に考慮しなければならない。」(R. v Ipeelee (2012年) の多数意見)。上記の判例を受けて、国の政策決定者からは、刑事司法システムについて、アボリジニ犯罪者の自由権益が危機に瀕している場合、アボリジニ犯罪者が抱える歴史的、社会的背景に十分に配慮する必要があると指摘されている。(例えば、刑事施設処遇におけるセキュリティ分類、刑事裁判所での手続、地域社会への釈放、刑事施設における懲戒処分など)。具体的には、同化政策がアボリジニにもたらしたものの、子供の福祉や養子縁組制度、生地からの追い出し、アボリジニの人々からの財産の略奪の歴史、自殺、薬物乱用、犯罪被害など社会的な背景、公教育を受ける機会の未整備、貧困、住環境の悪化、アボリジニストリートギャングへの加入と被害など多数の要素を考慮する必要があることが指摘されている。

そこで実際の裁判では、これらの点が十分に考慮されてきたか観てみたい。サスカチュワン州の地方裁判所で言い渡された判決記録を1996年からおおそ20年分を調査した記録によれば、州刑務所での懲役を言い渡された81%の者がアボリジニであったことが判明している。

この前年には、裁判所が被告人がおかれた環境、境遇を十分に配慮し、修復的な判決を言い渡すように刑法が修正⁽²⁴⁾されている。そして、その4

(22) R. v Gladue [1999] 1 SCR 688.

<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/en/item/1695/index.do>

(23) R. v Ipeelee [2012] 1 SCR 433.

<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/en/item/8000/index.do>

年後に、最高裁判所が R. v Gladue で、この点をより具体的、詳細にわたって確認したのである。しかし、現実には、ほとんどの地方裁判所の判決では、この Gladue 原則の中で強調された被告人の環境や境遇は、考慮されることはなかったという。サスカチュワン州では、この Gladue 原則による改革は、無残にも失敗に終わったと言われる。ここでは、アボリジニの被告人は、それ以外の者が係わった同様の事例と比べて 2 倍以上長期の言渡しを受けている。それが危険運転の場合には、3 倍、凶器を使用した暴力事件の場合には 10 倍ほどになっていると指摘されている。最大の問題は、サスカチュワン州を含むプレーリー地帯こそ、この Gladue 原則の適用が最も必要とされている地域にも関わらず、この点が裁判では軽視され、ほとんど考慮されないことだという。2012 年には、R. v Ipeelee で最高裁判所が、この Gladue 原則を再確認し、下級裁判所はすべての文脈の中で、この原則を考慮しなければならない、この原則が考慮されない場合には、明らかな控訴理由となることを明示したにも関わらず、サスカチュワン高等裁判所では、アボリジニが関わる重大事件で、この点をほとんど考慮しないために、この Gladue 原則が無意味に帰しているという。別の調査によれば、被告弁護側から提出された Gladue 申請書の 8 % しか裁判では採用されていないという結果がでている。高等裁判所は、被告人がアボリジニであるという点に触れることさえ、避けたがる傾向にあると指摘されている。このようなサスカチュワンの裁判所の不平等な判決の一つの大きな理由とされているのが、最近、頻繁に利用されるようになった危険犯罪者登録名簿だという。このうちの 80 % が性犯罪者であり、その者たちのほとんどは事実上の終身刑を言い渡された者たちである。この危険犯罪者登録名簿に登録され

(24) An Act to amend the Criminal Code (sentencing) and other Acts in consequence thereof 1995, c. 22 (Bill C-41).

http://www.ourcommons.ca/Content/Bills/351/Government/c-41/c-41_4/c-41_4.pdf

た者は、ここ10年ほどで倍に膨れ上がり、カナダ全土では、そのうちの29%、サスカチュワン州では80%がアボリジニ⁽²⁵⁾である。

このような状況下で、有罪が言い渡され、刑務所に送致されたアボリジニ犯罪者は、どのような立場におかれているのだろうか。アボリジニの犯罪者がそれ以外の犯罪者と比べて、ミニマム・レベルの刑事施設に収容される割合は、半分以下である。そして、彼らは、施設内で面倒を起こすことで、他の収容者とは隔離された状況下で、より長時間留めおかれることが多い。自傷行為事件を起こすアボリジニ犯罪者は、全体の45%を占める。満期まで、刑務所に留め置かれる者は、アボリジニ以外の収容者が3分の2であるのに対して、アボリジニは90%を超える。彼らは、刑務所の中で抑圧されやすく、事件に巻き込まれやすい。また、彼らは、刑務所の中で問題を起こして訴追されやすく、ここで亡くなる者も後をたたない。最近、刑務所におけるアボリジニの人口が急激に膨張する中で、彼らに対する構造的な人種差別と文化への偏見が存在することを批判するレポートが議会へ提出された。アボリジニ犯罪者の問題は、彼らが刑務所へ収容された時から始まり、彼らの危険性レベルは、過度な評価を受けやすい。ここ数年、連邦政府は、このよう偏見に基づく不当な評価をすべきでないという批判をずっと無視してきたが、最近になって、政府は、CSCを激しく非難するようになり、このような不均衡な評価をしないように指示し始めた。問題の一つは、何人かのアボリジニ犯罪者が経験した限界値（世代間のトラウマ、薬物中毒、虐待、教育の機会の喪失、失業など）から、彼らの危険性を評価し、最高レベルの施設へ収容すべきだと結論付けている点にある。例えば、2008年になされたオンタリオ女性司法ネットワークの調査によれば、女子刑務所の中では、自傷事件の78%をアボリジニが占めているが、自傷行為や自殺未遂などが理由となって、最高レベルの刑務所に収容されているとい

(25) Nancy Macdonald., op.cit., Chapter 3 – Sentencing.

う。また、エリザベス・フライ・ソサイエティー・オブ・カナディアン・アソシエーションの調査によれば、アボリジニ女性犯罪者の91%が性的、身体的虐待の経験を持ち、10人中9人が犯罪を犯したときに、薬物及びアルコール中毒に罹っており、多くが精神的な支援とプログラミングの需要を伴って、刑事施設へ入所してくるという。しかし、彼女たちの幾人かは、適切なケアを受けないまま隔離されているという。カナダでは、刑務所で死亡している収容者の人種別データファイルは存在しないため、サスカチュワン州の刑務所で死亡した収容者の内訳が調査された。その結果、死亡した男性収容者の半数がアボリジニであることがわかった。死因のほとんどは、自殺、頭部の損傷、警察との格闘による死亡である。彼らの死は、行政が彼らとの接触を断ち、彼らの様子をよく確かめることなく放置したこと、すなわち、彼らに対する無関心が彼らの死を招いたと言われている⁽²⁶⁾。

以上のようなアボリジニに対する偏見と人種差別、そしてこれらの者たちに対する無関心が背景となって、特に、プレーリー地帯で行われる裁判は、アボリジニ以外の被告と比べて不利な判決が言い渡され、彼らにとって過酷なものとなる。さらに、刑事施設での処遇は、彼らの根本的な問題、すなわち、薬物乱用や精神的な問題に適切に対応することなく、アボリジニ犯罪者は自傷行為や自殺を繰り返しかねないということだけで、最高レベルの収容施設に送られ、長期間にわたり隔離される。そんな中において、ブリティッシュ・コロンビア州、ニューウェストミンスター地方裁判所は、ファーストネーション裁判所として、他の裁判所には見られない取組みをしている。すなわち、この裁判所は、アボリジニ犯罪者たちがおかれた環境、境遇に配慮し、彼らが抱える問題に根本から取り組もうとする問題解決裁判所として位置づけられている。コート・ルームでは専門用語の使用は禁止され、裁判官は、高座をおりて被

(26) Nancy Macdonald., Ibid., Chapter 4 – Segregation.

告人やその他の参加者と同じ目線になる。被告人席はなく、マイクروفोनもない。子供のざわめき、笑い声、コーヒー すべてが歓迎される。形式的なものに縛られるステレオタイプの裁判所とは一線を画している。この裁判所に出廷を許されるアボリジニは、軽犯罪を犯し、有罪答弁をし、実刑を免れた者に限られるが、彼らは、裁判官と長老二人と共に、与えられた執行猶予期間中に、改善指導を行うための宿泊施設での滞在、感情のコントロール、薬物改善指導プログラミングなどの“癒しプラン”を作り上げる。この裁判所は、被告人の傷口にバンドを張り替えるのではなく、犯罪の原因となった問題に焦点をあてて、根本治療を行うことが目的という。そのため、裁判所は、被告人との契約を見守るために、二か月に一度、被告人の改善状況を確認するべく被告人を裁判所に出廷⁽²⁷⁾させる。

しかし、マニトバ、サスカチュワン、アルバータ各州など、これらのイノベーションが最も必要とされている場所は、まさに最も譲歩性が低く、革新性はほとんどないと言われる。この状況はカナダの首都・オタワでも例外でない。偏見にまみれた刑務所への収容を見直し、不公平を助長する保釈法やその他の法を修正するための要請は悉く無視され、逆に積極的にアボリジニの人々を投獄しようとしているのではないかと勘繰りたくなる現状がある。ただ、いくらこのような者たちを刑務所に収容したところで治安が改善されるわけではない、犯罪を撲滅することはできない、むしろ再犯を助長しかねないという犯罪学者たちの主張に耳を傾けるべきだろう。

(二) 刑事施設における未決率⁽²⁸⁾

カナダの刑法は、被告人を刑事施設に収容できる条件を定めている。

(27) Nancy Macdonald., Ibid., Chapter 5 – A new start.

(28) Correctional Services Program “Trends in the use of remand in Canada, 2004/2005 to 2014/2015” 2017.1 pp 1-16. (Pdf Version)

裁判での出席を確保するため、公衆の安全（犯罪被害者及び犯罪の目撃者の保護を含む）のため、司法制度に対する国民の信頼を維持するためとされる。

カナダでは、州・準州の刑務所に収容されている者たちの過半数以上が未決（リマンド (remand)）の人々である。リマンドとは、いわゆる公判や判決言い渡しを待つ間、刑務所等の刑事施設へ一時的に収容されていることを指している。この州・準州の刑事施設における未決率は、特に、オンタリオ州、マニトバ州で著しい。オンタリオ州では、2001年から2002年にかけて、15%であった未決率は、2014年から2015年にかけて、65%と急増している⁽²⁹⁾。逮捕されたときに、ホームレスや失業者であったりした人々、黒人、アボリジニの人々は、不公平な取扱いを受け、保釈が許可されないまま、未決の状態⁽³⁰⁾で刑事施設に収容されている割合が高い。オンタリオ州刑事司法制度人種差別監視委員会（Commission on Systemic Racism in the Ontario Criminal Justice System）の1995年の調査によれば、オンタリオ州で、公判前に刑事施設に収容された黒人は、彼らが白人であったならば、間違いなくそのような事態は避けられていただろうと結論づけている。このようなマイノリティーに対する不公平で人道主義に反する取扱いは、今日もなんら変わりがないと言われてい⁽³¹⁾る。公判前に刑事施設に収容され、有罪答弁を拒否したマイノリティーの収容者たちは、収容されずに、罪を認めた白人に比べて、無罪を勝ち取ることは著しく困難な状況になっている。そこで改めて、統計上のリ

(29) John Howard Society of Ontario “Remand in Ontario” 2005.9 pp 1-4.

(30) Legal Aid Ontario “A legal aid strategy for bail” 2013.1.

<http://www.legalaid.on.ca/en/publications/paper-legal-aid-strategy-for-bail-2016-11.asp>

(31) Andrea Anderson “We Must Address The Racial Disparities In Bail Decisions” 2017.1 HUFFPOST.

https://www.huffingtonpost.ca/andrea-anderson/racial-disparities-bail_b_14368242.html

マンドについて、少し詳しくみていくことにしよう。⁽³²⁾

2014年から2015年にかけて、カナダ全土の州・準州の刑事施設では、平均一日あたり24,014人の未決囚及び既決囚を収容しているが、そのうち、13,650人、全収容者のおよそ57%が未決囚であつた。前年度と比較して、既決囚は6%減少したが、未決囚は一定している。カナダ全土で、州・準州に収容されている収容者の中で未決囚が既決囚を上回るようになったのは、2004年から2005年にかけてと言われている。2004年から2005年にかけては、未決囚が既決囚をわずかに上回り51%となったが、2009年から2010年までに、その差は徐々に広がり、未決囚が全体の57%を占めるようになってきている。その後は、両者のギャップはわずかに狭まっている。そこで各州・準州ごとの統計データを両者のギャップが大きい地区より概観すれば、以下のようになっている。2014年から2015年にかけて、ノヴァ・スコティア州(68%)、アルバータ州(67%)、マニトバ州(65%)、オンタリオ州(65%)、ユーコン準州(59%)、ブリティッシュ・コロンビア州(57%)の6つの州および準州は、平均して、未決囚が既決囚を上回っている。中でもノヴァ・スコティア州は、10年前の38%から急激な上昇を示している。逆に、プリンス・エドワード島は唯一、既決囚の割合が未決囚の割合(16%)を上回っている行政区である。10年前と比較すると、カナダ全土の一日の平均的な収容者数は、未決囚が既決囚と比べて6倍ほど増加している。すなわち、2004年から2005年と2014年から2015年を比較すると、未決囚が39%増加しているのに対して、既決囚は7%の増加に止まっている。これとは対照的に2004年から2014年にかけて、カナダの警察によって検挙された成人の数は2.4%減少し、カナダ警察の報告による犯罪の総数及び重大度を測定する犯罪重大度指数は、36%低下している。この10年間、カナダ全土のすべての州・準州の刑事施設で、未決囚の数が上昇しているが、特に、ノヴァ・スコ

(32) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., *op.cit.*,

カナダ・刑事施設処遇の一断面

ティア州（+192%）、ノースウェスト準州（+139%）、マニトバ州（+134%）、アルバータ州（+109%）では、未決囚の一日平均収容者数が大幅に増加している。この中で、女性の割合はどうなっているだろうか。2014年から2015年にかけて、女性の未決収容者は、全体の13%である。2004年から2005年にかけては、11%であったので、十年間でわずかに上昇したことになる。既決収容者についても同様のことがいえ、2004年から2005年にかけては、10%、2014年から2015年にかけては、11%である。

2014年から2015年にかけて、未決囚として収容されていた者の中で、25%がアボリジニの人々である（アルバータ州とプリンス・エドワード島を除く）。これは、カナダ全土の人口に占めるアボリジニの割合が4%程度であることを鑑みれば、ここではかなり大きな割合を占めていることになる。この割合は、2004年から2005年にかけて、未決囚全体に占めるアボリジニの割合が16%であったので、十年間で、9%増加していることがわかる。この数字は、有罪判決を言い渡されて刑務所に収容されている既決囚の数（26%）とほぼ同様である。アボリジニが未決囚全体に占める割合は、行政区によりかなり異なる。プリンス・エドワード島とケベック州の6%からマニトバ州、サスカチュワン州、その他三つの準州が70%以上と幅が広い。これらの違いは、各管轄地域におけるアボリジニの人口の相対的な規模に関連している。

カナダでは、12才から17才のいわゆる“少年”の刑事施設処遇については、2003年以来、少年刑事法（Youth Criminal Justice Act (YCJA)）が規定している。このカナダ少年刑事法の序文では、深刻な犯罪を犯した少年に対しては、最大限の配慮がなされなければならないこと、刑事施設収容は可能な限り避けなければならないこと、なかでも未決囚の収容については特別な場合に限定されなければならないことが規定されている。成人の状況と同様に、2014年から2015年にかけて、州・準州の刑事施設に収容されている少年の平均一日あたりの割合は、未決囚が561人の56%であったのに対して、既決囚が448人の44%である。少年未決

囚の割合は、前年度と比較して6%の減少、少年既決囚の割合は、18%の減少である。少年の事件の総数も10年前と比べて、かなり減少している。すなわち、少年未決囚が30%、少年既決囚が60%の減少である。2004年から2014年にかけて警察による全体の検挙件数は46%減少したが、少年を含む犯罪の総数と重大度を測定する青少年犯罪重大度指数は39%低下した。刑事施設での収容に関して、少年未決囚が少年既決囚を上回る傾向は2007年から2008年にかけて以来継続している。成人の場合とは異なり、少年未決者数は、減少し続けている。これは近年、犯罪で検挙された若者の数が減少したことを反映している。2014年から2015年にかけて、9つの州・準州では、未決囚の少年の数が減少している。2014年から2015年にかけて、少年未決囚全体に占めるアボリジニの割合はおよそ3分の1の36%であり、10年前から15%増加している。これは、少年人口に占めるアボリジニの割合が7%であることを考えるとかなり大きな割合を占めている。少年全体に占めるアボリジニの割合は、既決囚の方が未決囚を上回っている。少年既決囚全体に占めるアボリジニの割合は2004年から2005年にかけて、26%、2014年から2015年にかけては40%である。報告された管轄区域の中では、2014年から2015年にかけて、刑事施設に収容されたすべての少年に対して、未決囚の割合は、州・準州によりかなりの変動がある。ユーコン準州(66%)、マニトバ州(64%)、オンタリオ州(62%)、アルバータ州(61%)、ブリティッシュ・コロンビア州(55%)となっている。2014年から2015年にかけて、未決囚として刑事施設に収容された少年の総数は6365人であり、これに対して、既決囚の数が1307人であったので、その差はおおよそ5倍である。未決、既決を合わせた少年の総数は、減少している。未決囚の数は、2014年からは10%、2004年からは46%減少した。また、既決囚の数は、各々13%、65%の減少である。同年度、少年既決囚の全体に占める女性の割合は、20%である。2014年から2015年にかけて、少年未決囚全体に占める女性の割合は25%を占めている。

カナダ・刑事施設処遇の一断面

2014年から2015年にかけて、未決囚として収容された者のうち、一か月以内に釈放された者は、全体の78%に上っている。このうち、一週間以内に釈放された者は53%である。他方で、3か月以上、拘禁されたものは全体の13%であった。この割合は、10年前とそれほど変化はない(各々79%、55%、14%)。

州・準州の刑事施設で未決囚が既決囚を大幅に上回る問題は、これまで述べた点の他にも様々な問題が指摘されている。今後、州・準州における刑事施設の中で、未決囚の割合が既決囚を圧倒するようなことになれば、このレベルの刑事司法システムの在り方に大きな影響を及ぼすと指摘されている。というのは、いわゆる未決囚に要する経費は、より高いセキュリティーと集中的な監視が必要なため、既決囚と比べて、高くなるが、未決囚の収容期間がどの程度のものとなるかは、裁判の進展に影響を受けることが多く、予測が難しいために、刑事施設の運営計画に支障を致しかねないというのである。また、刑事施設に収容される未決囚の多くが、最大レベルのセキュリティーを有する施設に収容されることが多く、そこでは小さな房に二人から三人が拘禁されているといった調査結果がある。また、彼らは、教育プログラムやライフ・スキル・プログラム、リハビリやリクリエーション・プログラム等にアクセスすることができず、いつ釈放されるのか見当がつかないために、躁鬱状態に陥り精神に支障をきたす者もいるという。もちろん、収容期間の長期化は、彼らから従事していた職やそれまで暮らしていた住居を奪うだけではなく、家族からの離脱、子供がいる者にとっては子供の緊急的な育児補助の必要性、病気に罹患している者にとっては、投薬や治療といった様々な問題がふりかかることは容易に想像できる。ただこれは成人の未決囚にあてはまる事柄であるといわれ、少年の場合には、未決囚は既決囚と変らない教育プログラム、ライフ・スキル・プログラム、リクリエーション・プログラム、医療サービスなど、既決囚とほぼ同程度のプログラムが提供されているという。しかし、これまでみてきたような未決囚

の問題は、無罪推定の原則（presumed innocent）に抵触しているといえるだろう。不均衡、不公平な収容、権利を主張すればするほど、その収容期間は長引き、結果として有罪判決が言い渡される率が高まる。収容される施設は、最大限のセキュリティで監視され、セルには規定値以上の者が配置され過剰収容が続く。ライフ・スキル・プログラム、医療サービス等の機会は奪われているだけでなく、外部とのコミュニケーションが絶たれる中で、家、職、家族といった人が一般社会で生きていこうとすれば、必要な基盤を失い、精神的にも追い詰められていく。カナダの未決囚の処遇の実態には、無罪推定原則とは相いれない重大な問題をはらんでいるといえるだろう。

（三） 教育を受ける機会の喪失

刑事施設における収容者数が増大し、運営経費が急増するにつれて、教育プログラムに費やされていた費用は削減の対象となる。さらに、矯正サービスに配分される国の予算が削減され、財政状況が悪化していく現状の中では、教育プログラムにかかる費用のさらなるカットが主張されることになる。このような教育プログラムの経費削減は、犯罪抑止につながるのであろうか。長い目に見たときに、矯正費用全体の削減になるのであろうか。もちろん、刑務所への犯罪者の収容は、犯罪者を更生させ、結果として犯罪予防につながる可能性が高いと信じられているからこそ、正当化されているのである。しかし、それには、一人当たりの犯罪者に対して、莫大な費用がかかっているという現実がある。刑務所収容能力を拡大して、一年間につき2億ドルから5.5億ドルを費やすことができれば、60,000件から340,000件の犯罪を予防することができるという調査結果がある。一方で、別の研究では、刑務所における教育プログラムによって、かなりの数の犯罪を減少させることができると結論づけている。刑務所の教育プログラムを受けた犯罪者がひとたび釈放されれば、それを受けていない犯罪者と比べて、再犯率が10%から20%

下がると言われている。矯正費用をどこに配分すれば、犯罪予防につながるかという費用対効果という点からこの問題を検討しても、教育プログラムによる犯罪予防効果は大きいとされる。すなわち、100万ドルの費用を矯正教育に費やした場合には、600件の犯罪を予防することができるが、同額を刑務所の収容にあてた場合には350件の犯罪しか予防することができないという研究もある。矯正教育は、犯罪をコントロールするための政策と位置付けても、ほとんど二倍の犯罪抑止効果があるというのである⁽³³⁾。

同様に、刑務所で正規の教育プログラムを受けた者が、同じ罪で再逮捕される率は、それを受けていない者と比較して、43%も再犯率が減少したこと、あるいは、1ドルの教育費によって、4ドルの矯正費用を節約することができるとの研究報告もなされている。刑務所運営にかかる費用は、限られており、その中でどの部分に予算を配分するか検討する場合には、収容者の教育を受ける機会を保障するという視点ももちろんのこと、どうすれば効果的に犯罪を予防することができるかという点も考慮されるべきであろう。カナダでは、CSCによって、一人の成人男性を収容するための矯正費用として一年間で平均して111,200ドル（女性はそのおよそ二倍の費用）の経費を費やしている中で、教育プログラムにあてられるのは、わずかに一人2,950ドルである。しかし、犯罪者の再社会化を促進する更生プログラムの中にあっても、こうした犯罪者の基本的な権利にアクセスしようとすれば、高い壁につきあたるのが現状だ⁽³⁴⁾。

刑務所に収容される者は、“教育を受ける権利”について、よく熟知している。しかし、特に、未決の状態で刑事施設へ収容されている場合

(33) Audrey Bazos and Jessica Hausman (UCLA School of Public Policy and Social Research) “Correctional Education as a Crime Control Program” 2015.2 P3.

(34) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., op.cit.,

には、完全にその機会を奪われている。オンタリオ州では、公共の安全と矯正サービス省（Ministry of Community Safety and Correctional Services (MCSCS)）が、「様々な関係機関の協力をえて、教育を受ける機会が保障されている」と述べているが⁽³⁵⁾、法的には、刑務所に収容されている者に対して、教育の機会の保障が義務付けられているわけではない。驚くべきことではないが、オンタリオ州では、未決囚の教育を受ける機会がひどく閉ざされているとの調査報告が2014年になされている。そして、この報告書では、オンタリオ州の刑事施設では、宗教プログラムと薬物中毒改善指導プログラムが一貫して行われている唯一の更生プログラムであると指摘している。さらに、オンタリオ州の刑事施設でみられる、唯一の公式教育プログラムは、“アマデウス ルック・アット・マイ・ライフ”プロジェクトであるけれども⁽³⁶⁾、受講希望者は長期間にわたり待機しなければならず、需要を満たすに至っていないという。実は、カナダでは、この点に関する情報は閉ざされていて、刑事施設に収容されている者のどの程度の人々が、教育プログラムにアクセスできない状況にあるのかについて正確なデータで確認することができない。そして、MCSCS がどの程度、教育プログラムに経費を費やしているのかも明らかでない。

連邦レベルでは、刑務所における教育を受ける機会の保障は法的に定められているが、CSC は、刑務所の収容者に教育を受けさせる必要性や教育を受ける権利を保障することについて、焦点をあてた矯正サービスを行っていないと言われている。統計によれば連邦刑務所に収容されている者の75%は、高校の教育課程を修了していないにもかかわらずで

(35) Ontario Ministry of Community Safety and Correctional Services (MCSCS) “Offender Programs and Services” 2018.1.

http://www.mcscs.jus.gov.on.ca/english/corr_serv/OffenderProgramsServices/offender_programs.html

(36) <http://amadeusz.ca/about/>

ある。さらに、この事態をより悪化させているのは、2015年から2016年にかけて、CSCは矯正サービスに占める教育的な分野の経費を10%カットしたことである。さらに、問題なことに、カナダでは、受刑者が釈放されるにあたり、教育プログラムの受講を希望したとしても、それを実現するための具体的な支援を提供できていないことである。⁽³⁷⁾

(四) 適切な対価とはかけ離れた賃金体系

2012年5月、ハーバー政権下で公安大臣 (minister of public safety) を務めたヴァック・トゥース (Vic Toews) は“刑事司法制度のバランスを見直し、受刑者が刑事施設に収容されている間、労働の対価として支払われる賃金を減額することで、彼らにはアカウントビリティを持ってもらう”とアナウンスした。⁽³⁸⁾これは、膨大に膨れ上がった矯正サービスにかかる経費を削減する一つ的手段として、収容者の賃金を見直そうとするハーバー政権の一つの強権的な政策の一つでもあった。

カナダの“矯正と条件付釈放法” (Correctional and Conditional Release Act) には、刑務所に収容された者の権利について、次のように規定している。“刑事施設に収容された者は、判決の結果、必要にはく奪されたものを除いて、カナディアンが持つ権利と特権を有している”と。しかし、最近、カナダでは、収容者に毎月支払われる賃金が、カナダ労働法 (Canadian Labour Code) 及び刑事施設の収容者が公正で十分な賃金を受けられる権利を侵していると報道されるようになった。カナダの刑事施設で支払われる賃金の基準は、アメリカ刑事施設処遇最低準則 (United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of the Prisoners) に基づいている。そこには、“受刑者は十分な賃金の下で働かせなければならない”と明記されている。刑務所に収容された者は、家族

(37) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., op.cit.,

(38) Leah Devellis “Plan to cut inmates’ pay will accomplish nothing” 2012. 5. 14 THE STAR.

を養い、将来の釈放に備えて、賃金を稼ぐ機会を与えられているのである。しかし、カナダの矯正サービスの下では、すでにそれは相当に制限されている。そんな状況の下で、ハーバー政権が、刑務所の収容者の賃金の減額を提案したのである。これ以上の賃金の減額は、彼らの正当な権利と将来への希望を奪い、コミュニティへの再統合をますます難しくしてしまう。収容者は、刑務所における刑務作業のほかに、料理、図書館事務、施設のメンテナンス等々により、一日につき5.25ドルから6.90ドルを受け取っている。この一日に付き、6.90ドルという基準は、実は、37年前に、連邦最高裁判所が示した刑務所の収容者に支払われるべき賃金の基準である。当時は、連邦最低賃金の15%を支払わなければならないとされたにもかかわらず、その額は1981年以来凍結されたままである。⁽³⁹⁾ 収容者たちは、CSCが運営するCORCANのプログラムに従って、政府のために、あるいは製造業や建設業、織物業、その他ランドリーのようなプライベート部門と結んだ契約に基づいて製品を製造したり、各種サービスに従事する。このような作業には、一時間につき1.25ドルから2.50ドルのインセンティブが与えられている。カナダ人の最低賃金が州により一時間につき11ドルから15ドルであることを考えれば、刑務所の収容者が受け取るインセンティブがいかに低いかがわかる。刑務所の収容者には、2週間に最低69ドルの賃金を支給しなければならないとされているにもかかわらず、CSCは、これまでも他の必要経費のために、それを自動的に25%削減していた。一日の終わりに収容者たちは、わずかな労働の対価を受け取っている。彼らが受け取る対価は到底、彼らの労働に見合うものではないけれども、そのわずかな賃金を家族の生活を支える費用として、あるいは、学業を修めるために、あるいは釈放された時に適切な住居を確保して、再出発を図るために使用することが認められている。残念なことに公安省からのアナウンスは、CORNCAN

(39) Sidhartha Banerjee “Federal prisoners in court hoping to force government to address inmate pay rules” 2017.2.6 CTV Newes.

の作業のうちに支払われてきた“インセンティブ”を制限することで、収容者の賃金を減らすとともに、施設運営費として賃金から控除してきた金額を25%から30%に引き上げるというものであった。そして、2013年以降、これらの政策は実行に移された。収容者の9%以下の者が、控除前に、6.90ドルを受け取ったが、37%の者たちは、5.80カナダドル、30%の者たちが、2.50ドルを受け取っている。全体でいえば、平均すると収容者は、控除前一日わずか3ドルを受け取っていることとなる。政府による以上のような政策は、カナダの最低賃金法からもともとかけ離れていた賃金を、急激に下げることにつながる。彼らが稼いだ賃金を家族のため、将来の社会化のために使用することを自制させてしまうこのようなイニシアティブは、経済的な安定こそが、再犯を防ぎ、刑務所への再入所を防ぐ最も重要なファクターであるといった研究成果を無視するものである。もし、刑務所の収容者たちが十分な賃金を得られないまま、刑務所から貧困な状況下に投げ出されてしまえば、彼らは、かなりの確率でホームレスになったり、再び犯罪に手を染めることになる。もちろん、収容者の賃金を頼りにしていたその家族も、こうした手段の結果、困窮を極めることになる。公安大臣トゥーズは、これらの手段は、被害者や公衆の安全を強化するためのものだと主張しているが、収容者やその家族の経済的な安定を脅かすことが、何故、社会の安全につながるのか、その根拠をまったく示すことはできていない。ハーパー政権がこうした権力的な政策を力づくでも推し進めようとしている背景には、公衆の強い批判を受けている二〇億ドルといわれる刑務所拡大計画及び数百万ドル、あるいは一〇億ドルともいわれる総合的な犯罪法案を国会で通過させる代償として国民からの批判をかわす意図があると指摘されていた。適切な賃金を支給することなく、施設運営費としてその一部をさらに留保することは、拘禁に代わる効果的な代替案を見出すことにはなら

(40) Maureen Brosnahan “Federal inmates go on strike to protest pay cuts” 2013.10 CBC.

ず、むしろ刑務所の収容者にそのしわ寄せがいくだけである。収容者の賃金が減らされれば、彼らが釈放された以降は、コミュニティーのサービスに大半を頼らざるを得ないことになる。つまり、保守的な政権が、こうした経費を削減しようとするれば、結果として、その代償を支払わせられるのは、収容者であり、コミュニティーなのである。⁽⁴¹⁾

(五) 施設処遇の問題

カナダでは、たびたび、矯正職員による過度な強制力の行使が、収容者に科せられている。特に、精神障害を患う人種的に弱い立場にある収容者に対してはなおさらである。2015年から2016年にかけて、カナダの連邦刑務所では、収容者に対する職員による暴力事件が1800件発生している。この数は、前年度と比べて22%増加している。この暴力事件の中には、30%のアボリジニと18%の黒人が含まれる。さらに、このうちの36.6%は、精神障害を患う収容者に向けられたものである。職員による暴力は、カナダの刑務所の収容者にとって深刻な問題となっている。ここでは主に強制力の行使とは、炎症剤（例えば、唐辛子スプレー）の使用を指すが、身体的な拘束、拘束器具の使用、バトンまたは武器の使用、または銃器の表示および/または使用も含む。2013年の調査でも、オンタリオ州刑務所（Ontario Correctional Services）では、職員による精神障害を患う収容者への暴力が明らかになっている。また、この調査によって、多くの矯正スタッフが同僚と共謀して、受刑者に対する虐待行為を隠蔽していることが明らかにされた。

カナダの政策では、一般的に、刑事施設での“隔離（segregation）”と呼ばれている処分は、“独居拘禁”を意味している。この独居拘禁とは、1日22時間から24時間にわたり身体的および社会的に孤立させられる状態と一般的に定義されている。精神的な健康ニーズを有する者、自

(41) Leah Devellis., op.cit.,

傷行為や自殺の危険にさらされている者、移動に補助器具が必要な身体的な障害を持つ者や高齢者、常に医学的な監督を要する重病患者、他の収容者との共同生活になじめない者、トランスジェンダーの収容者などに対しては、相当に慎重な吟味と適切な配置がなされない限り独居拘禁はさけるべきとされてきた。オンタリオ州刑務所では、2016年、任意の日に、575人の収容者が独居拘禁させられていた。この70%は、未決囚として、公判や保釈の決定を待つ者たちであった。ほとんどの者は、二週間以内に釈放されたが、6人に1人は、一週間、一か月、あるいは一年以上をこの隔離されたセルの中で過ごした者もいた。2016年11月時点で、22人の収容者が一年以上にわたり拘禁され、そのうちの5人は3年を超えていたと報告されている⁽⁴²⁾。しかし、別の研究によれば、独居拘禁についての詳細な定義がなされていないため、実際、どれほどの収容者が、身体的、社会的に孤立した状態で、収容されているかは定かでないという。例えば、“トロント西拘留センター (Toronto South Detention Centre)”には、行動管理室 (Behaviour Management Units) と呼ばれている居室があり (この居室は公式には独居拘禁室とは定義されていない)、一日わずか1.5時間ほどしか房から出ることを許されておらず、残りの22.5時間は、房に留めおかれた状態となると言われている⁽⁴³⁾。例えば、サンダー・ベイ・コレクショナルセンター (Thunder Bay Correctional Centre) で、4年間、未決囚として収容されていたアボリジニの被告によれば、独居拘禁とは、プレキシガラスというアクリル樹脂で覆われた窓の無い居室で、24時間、人工的な明かりに照らされて過ごすことだ⁽⁴⁴⁾という。また、別の弁護士によれば、独居拘禁とは、連邦刑務所システム

(42) Independent Review of Ontario Corrections Team “SEGREGATION IN ONTARIO” 2017.3 Independent Review of Ontario Corrections p3.

(43) Raizel Robin “The \$1-Billion Hellhole” 2017.2 TRONTO LIFE.
<https://torontolife.com/city/inside-toronto-south-detention-centre-torontos-1-billion-hellhole/>

(44) Matt Prokopchuk “Lawyers for Adam Capay apply to have murder charge

では、精神的な障害を患う収容者に対して、適切なケアをしないまま、過度に孤立した状況の中で留め置くことと定義する。ではなぜ、こうした違法な拘禁が繰り返されるのか。それは、スタッフの不足、物理的インフラの崩壊、こうした行為を禁止する規則の欠如、収容スペースの不足などによりもたらされるという。2017年5月、2007年に、グランド・バリー女子刑務所（Grand Valley Institution）の隔離施設で亡くなった収容者に対する抗議と調査依頼を受けて、政府は、連邦刑務所での独居拘禁は15日が上限であるとアナウンスした。ちなみに、アメリカでは、15日以上、収容者を独居拘禁状態においた場合には、“拷問 (torture)” と定義している。このアナウンスは CSC によって、18か月間の移行期間（それまで独居拘禁の最高は21日間までとされていた）の後実行された。しかし、このような措置は、完全な独居拘禁の禁止を実現するための始まりにすぎないと言われている。

オンタリオ州では、過剰なロックダウン (lockdowns)、すなわち、一般の収容者を24時間にわたり偏狭な房に拘束することは、オンタリオ州政府に対する集団訴訟の一つの根拠としてファイリングされている。ロックダウンとは、収容者が一人で居室に留め置かれ、一分の権利が制限されるソリタリー (solitary) や、セグリゲーション、すなわち、独居拘禁とは、かなり異なる状態と言われている。具体的には、ロックダウンの場合、居室の広さは6×9 フィートほどであり、一つのユニットに二人、あるいは三人が収容される。シャワーやランドリーの使用は禁じられ、教育、薬物中毒改善指導、精神的なケア・サービスなどのプログラミングには参加できない。また、法的な支援要請を含む電話の使用は完全に禁止されている。一方の独居拘禁では、ユニットの広さは、ロックダウンの場合とそれほど変わらないが、単独で収容され、シャワー、ラ

stayed” 2017.2.25 CBC NEWS.

<https://www.cbc.ca/news/canada/thunder-bay/adam-capay-murder-stay-application-1.3996963>

ンドリーの使用が認められる。また、各種プログラミングへのアクセス、電話の使用は、禁止または制限される。2009年から2013年にかけて、メイプル・ホスト刑務所（Maplehurst Correctional Complex）に収容された集団訴訟の原告の一人である元収容者によれば、釈放後、後発性的外傷ストレス障害及び不安との診断を受けたのは、このロックダウンが原因の一部であると主張している⁽⁴⁵⁾。また、2016年に、トロント西拘留センターに7か月間収容されていた別の原告は、“いわゆるロックダウンと言われるものは、一日から二週間ほど継続することができ、その間、最大75%の時間帯でロックダウンされる”との宣誓供述書を提出している。トロント西拘留センターでは、2014年1月の開設以来、職員が関係するロックダウンが起こっている。そこでは、二段に区分された房の中で一週間に四日以上拘禁されるという。2016年1月に、トロント西拘留センターの保安職員は、法廷で、彼が知る限りロックダウンを制限するような州の政策などないと証言している。トロント西拘留センターでは、度重なるロックダウンのために、収容者たちがハンガーストライキで抗議活動を展開した⁽⁴⁶⁾。また、トロント南拘留センター（Toronto South Detention Centre）のコミュニティー諮問委員会は、2015年と2016年に、収容者たちがあまりにも多くのロックダウン、独居拘禁と強制力の不適切な使用を受け、適切な精神保健ケアが不足していると報告している。

刑務所に収容されている者の27.6%は精神障害の疑いがあり、これは、一般的な人口（2012年の時点で10%）と比べてかなり高い値を示している。また、自殺者数は、刑務所での死亡理由のうちの毎年、20%ほどを占めている。刑務所での自殺率は一般人口と比べて7倍ほどである。刑務所における自殺の47%は、独居拘禁の状態下で発生している。これらの自殺者の36%は、120日以上にわたって独居拘禁を経験していた。自傷行為の経験のある収容者は、それ以外の収容者と比べてより、独居拘

(45) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., op.cit.,

(46) Raizel Robin., op.cit.,

禁されやすいと言われている。すなわち、自傷行為の経験のある収容者の86.1%は、独居拘禁に経験を持つ一方で、それ以外の収容者は48.1%に止まっている。こうした独居拘禁の下で、収容者たちは、各種プログラミングへのアクセスを制限され、集中的な監視の下におかれている。“刑務所の中の刑務所”と呼ばれている独居拘禁は、残酷で、懲罰的で、長期間にわたる自殺の危険因子とも言われている。ハーパー政権下の2011年に、CSCは、連邦刑務所ごとに集計していた年間自殺者レポートの公表を取り止めた。人権に関する国連特別調査委員会（The United Nations Special Rapporteur of the Human Rights Council）は、15日間を超えて収容者を隔離したり精神障害に罹患した収容者をわずかでも独居拘禁することは、国際人権法違反⁽⁴⁷⁾となると宣言している。

おわりに

刑事施設処遇の実態については、カナダも他の国々の例に漏れず公式なデータといったものは存在していない。それゆえ正確に、刑事施設処遇の全体像を把握することは困難である。しかし、公表されている公式データやマスコミによる取材と報道、監視委員会等の報告書、研究者の論文を紡ぎ合わせることによって、その一断面は垣間見ることができる。

以上眺めてきた刑事施設の実態は、カナダ国内では、たびたび問題視され、収容者による集団訴訟の原因ともなっている。そこには、他民族に寛容であると言われるカナダでも、矯正処遇の場面では、人種差別が根強く、それが収容者間の不平等、不公平な処遇の問題になっていること、国際準則に従えば、無罪推定原則が適用され、可能な限り一般社会に近い環境を保障しなければならないはずの未決囚への処遇の実態は、その割合で既決囚を常に上回り、収容者は、高いセキュリティーレベルの中で集中監視を受け、既決囚には認められる各種プログラムにもアク

(47) Jody Chan, Lorraine Chuen, and Marsha McLeod., op.cit.,

セスできない、いつ終わるとも知れない収容期間中に精神疾患を患う者も少なくないといった状況が指摘されてきた。さらに、収容者の教育を受ける機会が不足している場合が多いにも関わらず、政府による保守的な政策によって、その費用は削減されていること、また、収容者の労働に支払われる賃金は30年前と変わっていないばかりか、施設運営費としてその賃金の一部は留保されるために、収容者たちは一般社会と比べ劣悪な賃金体系の下にあること、また、刑務所の処遇では、独居拘禁やロックダウンといった過酷な隔離による処遇の実態、職員による必要以上の強制力の行使、こうしたことがらに起因するともいわれる収容者の自傷行為や自殺、精神疾患が報告され、国際的にも問題視されている。犯罪を社会的問題ととらえ、施設内処遇、社会内処遇をとおして、可能な限り専門機関による公的支援、NPOなど専門家集団をはじめとする社会的支援を行い、犯罪者の社会統合に寄与しようとする活動と理論的下支えのあるカナダでも、特に、刑事施設の収容者の処遇といった部分では、理想と現実が乖離している点が多々あるように思えるのである。